

とりまとめに向けて（たたき台）

22. 6. 7
事務局メモ

I. 現状と問題点

1. 制度改正の検討に着手する必要性

- ・ 公認会計士については、①量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、②拡大・多様化する非監査業務、さらには③企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験となるよう、平成 15 年に制度改正を行った。
- ・ しかしながら、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでいない、社会人の合格者の増加も十分でないなど、制度改正の狙いは道半ばの状況。
- ・ また、試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たす目途が立っていない者が多数発生。更に、資格取得に必要な実務補習について、働きながらの履修は大変との指摘が多く、社会人合格者にとっての負担が大きいのみならず、就職をひかえる合格者にとっても経済界等への就職を希望しない主要な理由となっている。
- ・ こうしたことにより、試験制度の魅力の低下が懸念されており、これから試験を受ける人たちの立場に立って、今よりも良い制度に変える必要がある。

2. 現状における問題点

- ・ 21 年論文式試験合格者のサンプル調査（約 1800 人；平均年齢 25 歳）によれば、以下のような問題点が指摘されている。
 - ① 在学中の者は約 3 割（平均年齢 22 歳）、社会人（同 30 歳）は 1 割。一方、就業せずに受験勉強に専念した者が約 4 割（同 25 歳）、退職して受験勉強に専念した者が約 2 割（同 30 歳）と、無職で高い年齢まで努力した者がかなりの割合を占める。
 - ② 合格者の就職内定率は平均して約 7 割にとどまっているが、在学中の者が 8 割を超えているのに対し、就業せずに受験勉強した者は 6 割程度と低く、全体としても年齢が高いほど内定率は低い。
 - ③ 就活先も内定先も監査業界が殆どであり、経済界等への就職は進んでいない。
 - ④ 合格者が監査業界への就職を強く希望する主要な理由は、経済界等では実務補習を履修しにくく、必要な実務経験が得られるかどうか分からないというもの。
- ・ 監査業界の数年先の求人ニーズの予測が困難な中で、単に合格者の人数を絞っても上記①の傾向は助長されるだけで、優秀な人材が活用されないという社会的損失はなくなると考えられる。若い貴重な時期に多大な年月とコストを負担した合格者に対して、広く実務経験の機会が提供されるよう、試験・資格制度を我が国の社会・企業の特質、就職慣行等に適した内容にすることが必要。

Ⅱ. 目指すべき方向

1. 制度設計にあたっての基本方針

- ・ 制度設計にあたっては、以下の点をプリンシプルとする。
 - 現状に問題があるので、今よりも良い制度に変える
 - これから試験を受ける人たちの立場になって制度を作る
 - 就職浪人をできるだけ出さない
 - フルスペックのプロフェッショナルは監査のできる公認会計士である
 - フルスペックではないがプロと呼ばれるないシプロを目指す裾野を広げる
 - フルスペックの公認会計士とフルスペックではない者双方の質を維持する
- ・ 公認会計士となるために実務経験は不可欠な要件であり、適切なタイミングを逃さずに就職することが必要。就職は個人の意志によることが大きく、合格者の就職浪人をゼロにすることはできないが、社会的損失を防ぐため、就職浪人ができるだけ出ないような制度とすべき。
- ・ このため、適切なタイミングでの就職を前提とし、監査業界、経済界等のどのような分野にいても働きながらの受験や資格取得がしやすい制度とすることを設計にあたっての基本方針とする。これにより、結果として合格者の経済界等への就職や、経済界等で働く30代、40代の社会人の資格取得を進めることとなる。
- ・ また、これは、社会人を含めた幅広い分野に受験生のすそ野を広げ、働きながらの受験や資格取得を通じて有為な人材を監査業界、経済界等に輩出するとともに、多様で実践的なバックグラウンドを持つ公認会計士を育成することにもなる。
- ・ いずれにせよ、資格制度は規制の一種であるが、既得権益を守るための規制であってはならず、日本経済の成長に資するためのものであることは言うまでもない。

2. 試験制度の改善の方向

- ・ 現状では、短答式合格から実務経験までの時間的・年齢的パスは、「短答式合格（平均年齢25歳）⇒論文式合格（同26歳）⇒就職（実務経験）」が中心。
- ・ しかしながら、①論文式合格者のかなりの部分が上記1-2のような実態にあること、②監査法人は論文合格者の採用を重視しているものの、採用人数は大きく変動すること、及び③我が国の就職慣行では依然として年齢が重要な要素であることを踏まえると、就職浪人をできるだけ出さないためには、できる限り早期に就職し、実務経験を積む方向にシフトさせていく工夫が必要と考えられる。
- ・ また、高度な会計専門人材の育成の必要性に鑑み、会計専門職大学院と試験制度との連携方策について検討することが必要。

3. 資格制度の改善の方向

(1) 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」を位置付け、育成する

- ・ 監査証明業務は公認会計士としての基本的な業務であり、昭和23年に創設された公

認会計士の登録制度は、公認会計士としての業務を行おうとする者が開業にあたって登録するもの。

- ・ 公認会計士の社会的役割の高まりと広がりに伴い、開業登録を行いながら監査証明業務に従事せず、企業内実務や財務分野のコンサルティング業務等の非監査サービスを主たる業務とする者が増加し、有意義な活動を展開。
- ・ 企業の財務情報の信頼性を確保していく上では、外部からの監査とともに、企業の会計基礎力や会計リテラシーの向上を図ることが必要であり、企業内で働く公認会計士はこの点で重要な役割を果たしている。また、外部から監査を行う公認会計士や監査法人にとっても、企業内の公認会計士が作成した監査証拠であれば、効果的・効率的な監査となり、結果的に監査の信頼性も向上することが期待される。
- ・ さらに会計のプロフェッショナルによる高品質で国際的に競争力のある非監査サービスの提供は日本経済の成長に資する。
- ・ 米英では、①試験合格と、②実務経験により、公認会計士となり、企業内実務や非監査サービスの提供において多数の公認会計士が活躍。
- ・ 我が国においても、企業内実務や非監査サービスに従事するプロフェッショナルの数を今後増加させることが必要。他方、監査の質の確保の観点からは、監査証明業務の資格者の質を下げるようなことになってはならない。
このような観点から、企業内実務や非監査サービスで活躍している者についても、監査証明業務には従事しない「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」として認識し、「フルスペックの公認会計士」に至る段階の資格として、制度の中で明確に位置付けることが必要。

(2) 「フルスペックの公認会計士」の質を一層向上させる

- ・ 監査証明業務の資格とは、監査証明の品質について責任を負う者として監査証明書に署名できる者（通常は監査法人の社員）の資格であって、監査チームの多くを構成する実務者や補助者となるための資格ではない。
また、二名以上の個人の公認会計士がいれば、監査法人でなくとも上場企業等の監査ができるという点で、極めて重要な役割を担っている。
- ・ 近年、会計基準、監査基準の国際化に伴い、その内容が複雑・高度化するスピードは加速度的に速くなっている。海外製のITツール等を活用した大規模な組織的監査も主流となっており、監査現場での補助経験の実態も大きく変化してきている。
- ・ 年々、財務書類の虚偽記載事案は増加し、虚偽証明と懸念される事案も頻発しており、監査の質の維持について懸念する声がある。
- ・ 監査のできる「フルスペックの公認会計士」については、これらの点も考慮してその質を一層向上させることが必要。

(3) 資格取得後も継続的に質を確保・向上させる

- ・ 会計基準や監査基準等が急速に進化していることから、公認会計士には、資格取得後も、継続的に研鑽を積み、その質や高い倫理観を維持することが必要。この点は、程度の差はあるが「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」についても同様。

- ・ これらの二つのプロフェッショナルについて、その業務内容や重要性に応じた継続的専門研修（C P E）制度を拡充・創設することが必要。

Ⅲ. 基本的な仕組み（案）

1. 就職浪人をできるだけ出さない方策について

⇒ 論点メモA

2. 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」について

⇒ 論点メモB

3. 「フルスペックの公認会計士」について

⇒ 論点メモC

4. 二つのプロフェッショナルの継続的な質の確保・向上について

- ・ どちらの「プロフェッショナル」にも、それぞれのC P Eの必須履修科目を法令で定め、確実な履行を求めることとする。
- ・ C P E履行の実効性を確保するための一つの方法として、C P Eの義務履行が日本公認会計士協会により確認されない場合には、自動的に登録が停止され、その後、義務履行が協会により確認された段階で自動的に回復する制度を導入することについて検討する。なお、監査証明業務のためのC P Eについては期間内に履修することができなかった者をどのような扱いとするか等に関してもあわせて検討が必要。
- ・ 企業の財務情報の信頼性の確保及び「フルスペックの公認会計士」と「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の質の向上を図る観点から、虚偽証明事案の調査の加速化のための体制強化や、財務情報に対する監視体制の強化が必要。

5. その他

- ・ 経済界等に就職すると実務補習の履修がしにくい、実務経験が得にくいといった理由で監査業界への就職を強く希望する合格者が多い実態に鑑み、
 - ① 働きながらでも履修しやすい実務補習となるようeラーニングの拡大、カリキュラム編成や期間の柔軟化を進めるとともに、
 - ② 実務経験として認められる業務についての予見可能性を高めるための措置や、実務経験として認められる勤務先企業の資本金要件（現状5億円）のあり方についての検討を行うことが必要。
- ・ 国際教育基準も踏まえ、資格取得にあたって、大学等高等教育機関での一定単位数の一般教養科目の履修を求めることとする。